

富山県地域防災計画修正案に対する意見の募集結果

1 募集期間

令和3年10月18日（月）から令和3年11月5日（金）まで

2 募集方法

閲覧場所：富山県ホームページ

県庁（県民サロン、県情報公開総合窓口、防災・危機管理課）

各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）

県立図書館

意見の提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール

3 提出された意見の件数 4件

4 意見の要旨と県の考え方 別紙のとおり

○ 富山県地域防災計画改定案に対するご意見及び県の考え方

ページ	意見の概要	県の考え方（案）
地震・津波災害編 33、52、82、83、 214、258 風水害編・火災 編・個別災害編 61、62、198、231 雪害編 63、64、212、213	緊急通行確保路線を全国的な呼称である「緊急輸送道路」と改めるとのことであるが、「地震防災対策特別措置法に基づく緊急輸送道路」と根拠法令を明記してはどうか。	○「緊急輸送道路」は、地震防災対策特別措置法の他、災害対策基本法に基づく地域防災計画、防災業務計画や地震防災緊急事業五箇年計画の中で、地震防災上、緊急に整備すべき施設として位置づけられているものでありますので、その旨を各編で最初に「緊急輸送道路」が記載されている箇所に注釈で追記いたします。
地震・津波災害編 110 風水害編・火災 編・個別災害編 84 雪害編 89	指定避難所における施設、設備の整備について、生理用品の備蓄も生理のある人が避難所で生活するために必要かと思うがどうか。 ○関連箇所 【地震・津波災害編】 第2章第5節 救援・救護体制の整備 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保 【風水害編・火災編・個別災害編】 第2章第5節 救援・救護体制の整備 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保 【雪害編】 第2章第6節 救援・救護体制の整備 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保	○計画中の「指定避難所における施設、設備の整備」欄に、指定避難所において、確保すべき物資として生理用品を新たに追記するとともに、避難所を運営する市町村へ周知してまいります。
地震・津波災害編 126 風水害編・火災 編・個別災害編 99 雪害編 106	児童生徒等に対する防災教育の防災広報の充実について、障がいを持つ児童生徒は、特別支援学校への広報も明記すべきかと思えます。 ○関連箇所 【地震・津波災害編】 第2章第6節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚 2 児童生徒等に対する防災教育 【風水害編・火災編・個別災害編】 第2章第8節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚 2 児童生徒等に対する防災教育	○計画中の「児童生徒等に対する防災教育 防災広報の充実」欄に、特別支援学校への広報も追記いたします。

	<p>【雪害編】 第2章第9節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚 2 児童生徒等に対する防災教育</p>	
地震・津波災害編 208 風水害編・火災編・個別災害編 192 雪害編 205	避難所の運営について、性的少数者の視点を持って配慮することは重要だが、具体的な事例を示すと良いと思うがどうか。 ○関連箇所 【地震・津波災害編】 第3章第8節 避難活動 第5 避難所の設置・運営 2 避難所の運営 【風水害編・火災編・個別災害編】 第3章第9節 避難活動 第3 避難所の設置・運営 2 避難所の運営 【雪害編】 第3章第10節 避難活動 第3 避難所の設置・運営 2 避難所の運営	○地域防災計画の中では、「性的少数者の視点等に配慮するものとする」とし、基本的な方針を明記しております。 いただきましたご意見につきましては、避難所の運営を行います各市町村に具体的な事例を情報提供し、性的少数者の視点に配慮するよう周知してまいります。